

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、
役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

- 【町営住宅(ふれあい団地・14区)】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅①】
G棟1階・91号【平成9年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万1400円〜3万1900円
- 【募集住宅②】
G棟1階・95号【平成9年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万1400円〜3万1900円
- 【町営住宅(ふれあい団地・14区)】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅③】
D棟2階・63号【平成11年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃 月額5万2400円
- ◆所得に関わらず一律となります。
◆募集期間
いずれの住宅も4月1日(金)〜11日(月)
- ◆注意事項(各住宅共通)
◆募集戸数を超過して申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
- ◆入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◆利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◆ペットを飼うことはできません。
◆入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は4月下旬

2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃(収入区分による)

月額2万1400円〜3万1900円

【特公賃住宅(ふれあい団地・14区・高所得者向け)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者

【募集住宅④】

D棟2階・63号【平成11年度建設】

2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃 月額5万2400円

◆所得に関わらず一律となります。

【募集住宅⑤】

1棟1階・114号【平成13年度建設】

2DK(単身者向け・年齢制なし)

◆家賃 月額3万9600円

◆所得に関わらず一律となります。

◆募集期間

いずれの住宅も4月1日(金)〜11日(月)

◆注意事項(各住宅共通)

◆募集戸数を超過して申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。

◆入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。

◆利用できる駐車場は各戸1台分のみです。

◆ペットを飼うことはできません。

◆入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は4月下旬

以降になります。

【その他の住宅】

次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆新西団地(2人以上の世帯向け)

◆23号 家賃月額1万1700円

◆38号 家賃月額1万2700円

◆41号 家賃月額1万2900円

◆38号 家賃月額1万2700円

◆41号 家賃月額1万2900円

◆北団地(世帯人数・年齢制限なし)

現在、入居可能な空室はありません。

◆白樺団地

老朽化により、新たな入居募集はいたしません。

◆単身者住宅「ノースシティ」(50歳未満の単身者向け)

現在、入居可能な空室はありません。

◆お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

お知らせ

食品加工研修会

食品加工センターでは定期的に加工研修会を実施しております。最近の研修会はコロナ対応のため講習会の中止や、開催自体が未実施であったりと、皆

さまにご迷惑をおかけしています。

◆日時

①土曜午前の部 4月16日(土)9時〜12時

②平日夜の部 4月19日(火)17時30分〜20時

◆会場 食品加工センター

◆対象 大人5名程度

◆料金 1kg300円(一人10kgまで)

◆持ち物 味噌樽や容器、エプロン、バ

◆申込み 4月8日(金)までにお電話

◆お申し込みやお問い合わせは、食

パークゴルフ場・キャンプ場



5月1日(日)
よりオープン【予定】

※お問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

- ◆たか台公園パークゴルフ場
- ◆交通公園パークゴルフ場
- ◆航空公園キャンプ場
- ◆航空公園パークゴルフ場
- ◆糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場

コースなどの状況により開設を延期する場合があります。

交通公園交流施設 5月1日(日) オープン!

パークゴルフなどで公園を訪れた方の休憩場所として、また、焼き台等を持参して焼き肉交流会を開催するなど、多目的な利用が可能です。
◆新型コロナウイルス感染症対策のため、施設をご利用の際は飛沫感染対策や手指消毒などの徹底をお願いいたします。

焼き肉や10名以上の団体で利用する場合は、申し込みが必要です。お申し込みは、土・日・祝日を除く利用日の3日前までに商工会に申請してください。

※施設利用のお申し込みは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで
※その他、施設に関するお問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

申請受付は4月11日(月)から
商工会にて受付開始



- ◆資格 本町に住所を有する者またはその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後、町内で農業に従事しようとする者
- ◆支給金額
- ◆高等学校：月額1万円
- ◆大学、短期大学およびこれに準ずる学校：月額1万5千円
- ◆奨学資金返還の減免
上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等
- ◆新規希望者のお問い合わせ期限
4月8日(金) 今年度新規に受給を希望される方は、必ずこの日までにお問い合わせください。

- ◆実施日
第1回 5月9日(月)〜12日(木)
第2回 8月1日(月)〜4日(木)
第3回 10月17日(月)〜20日(木)
第4回 12月12日(月)〜15日(木)
第5回 2月14日(火)〜15日(水)
- ◆場所 帯広市グリーンプラザ
- ◆相談内容 身体・知的障がい者に関する相談・判定
- ◆対象者 18歳以上
- ◆申込み 相談は予約制です。利用を希望される方は、お申し込みください。
- ◆お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

離婚家庭等の方向け「子育て世帯への臨時特別給付金」



離婚などによって、新たに児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金を受け取れない方に対し、子育てを支援する目的で事業の一部を見直して支給します。

◆支給対象者

次の基準日以降に離婚した世帯が対象
 ①子どもが中学生以下⇒令和3年8月31日
 ②子どもが高校生のみ⇒令和3年9月30日以降、2月末までの離婚(離婚協議を含む)により、現在、児童を養育しているものの給付金を受け取っていない方

◆給付額 対象児童1人につき10万円

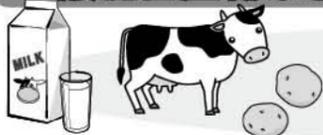
◆申請期限 令和4年4月28日(木)

◆支給方法

◇児童手当の受給者変更を既に行っている場合
申請書
 ◇それ以外の場合
申請書
令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類(戸籍など)
 ※離婚協議中の場合、協議中であることがわかる書類

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

農林畜産物などの地域資源を活用した新商品などの開発を支援!



農林商工等連携・ ビジネス創出促進事業



◆事業概要

事業名	内容	対象経費	対象者	補助金額	
ソフト 事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	町内(事業完了までに転入見込含む)の個人・法人・団体等	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円	
	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい		上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等	補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
ハード 事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費	補助対象経費の1/2以内 限度額100万円	
開発 事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、NPO法人など、既に事業活動を行っている者。団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所有り	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆公募期間 1次募集 4月1日(金)～8月31日(水) / 2次募集 9月1日(木)～12月29日(木)

◆提出書類 農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類。様式は、商工観光課窓口または町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

学校給食センター調理担当パート職員募集



- ◆公募職種 学校給食センター調理担当(パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆雇用期間 採用後～令和5年3月31日(更新有)
- ◆待遇 時給955円
- ◆勤務時間 8時00分～16時45分の間で指定する時間
※勤務はシフト制です。ご相談に応じます。
- ◆休日 土曜日・日曜日・祝日
- ◆保険 公務中の災害補償有
- ◆資格・経験 問いません
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆提出書類 履歴書(市販のもので可)
- ◆申込先 上士幌町学校給食センター
- ◆申込期限 応募があり次第、面接試験を行い、必要採用者数に達した時点で申し込みを締め切ります。

※応募やお問い合わせは、学校給食センター(☎2-2034)まで



地場産業の振興

商店街の活性化

雇用の促進

新たな創業を支援します! 上士幌町創業促進支援事業



◆事業概要

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている事業者等を支援します。

事業名	内容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築(住宅部分除く)、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家(住宅部分除く)を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円

※1事業者あたり、各事業1回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

- 対象 ➡ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業
- ×対象外 ➡ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設 ②無店舗販売業(通信販売等) ③仮設(テント)販売

◆対象者

- 町長が認めた事業計画を行う中小企業者(個人事業者を含む)およびNPO法人等で、次に該当する者
- ①上士幌町に居住(本社がある)、または事業開始までに居住(本社移転)する者
※ただし町内に同種の事業がないものは除く
 - ②3年間以上の事業継続が見込まれる者(1年間183日以上)の営業を行っている者
 - ③直近2年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

◆提出書類

創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

3 PATRIAL 児童と福祉 子どもの医療費受給者証の使用について

子ども医療費受給者証は北海道内の保健医療機関で使用できます。

【使用上の注意事項】

学校や子ども園管理下でケガなどをした場合は、災害共済給付金※1等が支払われる場合があります。

町では、18歳までのお子さまの医療費自己負担分を全額助成しています。が、災害共済給付金が支払われる医療は助成の対象外です。このため、子ども医療費受給者証※2を使用して医療機関を受診することができません。

学校や子ども園管理下でのケガなどで医療機関を受診する際は、受給者証を提示せず、一旦医療機関で自己負担分をお支払いいただき、後日給付金の申請をしてください。

※1こども園・小・中学校は、町教育委員会で加入しています。高校生等については、各中学校までお問い合わせください。

※2重度心身障がい者医療費受給者証または、ひとり親家庭等医療費受給者証も同様の取り扱いとなります。

※「災害共済給付金」に関するお問い合わせは、教育委員会幼児教育課(☎2-3686)または教育委員会教育推進課(☎2-3014)まで

※医療費の助成に関するお問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

3 PATRIAL 児童と福祉 児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数に応じて金額が変わります。令和4年4月分から手当の額が次のとおり変更されます。

区分		令和4年3月分まで	令和4年4月分から
第1子額	全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

特別児童扶養手当(月額) ※児童1人につき		令和4年3月分まで	令和4年4月分から
等級			
1級		52,500円	52,400円
2級		34,970円	34,900円

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

第3回英語検定・第3回漢字検定合格者

町では小中学生を対象に、平成28年度より各種検定の受験を奨励・助成しております。加えて、子どもたちの学ぶ意欲をより高めるために、合格者の氏名を掲載します。漢字能力検定については、一般、高校生の方の合格者も掲載します。

※希望されない方の氏名は掲載しておりません。



【英語検定(令和4年1月21日実施)】受検者31名

- ※3級 村上 凌駕/森下 乃那/兼子 胡桃
- 大石 悠真/根本 菜摘/深瀬 乃愛/森本 悠太
- ※4級 宇佐美 仁萌/野村 菜紘/松藤 唯来 (未掲載3名)

【漢字検定(令和4年1月29日実施)】受検者62名

- (一般・高校生含) ※下線付きの方は一般、上士幌高校生
- ※準2級 小野寺 有美子/塩崎 さくら/石川 桜来 (未掲載1名) ※3級 瀬戸 実千留/島崎 くるみ/古川 智央/野々村 悠妃/

清水 一真/伊東 海里/河瀬 慎也/深瀬 乃愛

- ※4級 小嶋 京之朗
- ※5級 草野 悠拳/坂田 凌佑
- ※6級 遠藤 圭将/林 宏樹/福澤 愛琳
- ※7級 平井 惑久/平野 律 (未掲載2名)
- ※8級 鎌崎 柊斗/草野 龍/菅原 芽生/吉澤 莉央
- ※9級 坂田 玲菜/菅原 奈々/野村 昌信 (未掲載2名) ※10級 石川 凜/倉嶋 禅/高森 大樹/渡部 亜美

※お問い合わせは、生涯学習課社会教育担当(☎2-3024)まで

スポーツ振興助成と指導者等助成

上士幌町のスポーツ振興を目的とした助成制度があります。ぜひご活用ください。

スポーツ振興助成

各種スポーツにおける団体および個人の全道・全国大会に出場する経費の一部を助成します。

- 対象者
 - 【個人】 ・町内在住者
 - ・上士幌高等学校在籍者
 - ※町外の各種学校に在籍する生徒・学生は対象外
 - 【団体】 ・町民が主体となって活動している団体 (少年団・部活動等)
- 対象人員
 - 【個人】 出場登録選手のみ ※高校生以下は、選抜大会を除き引率者1名も助成対象とします
 - 【団体】 出場登録選手 + 引率者2名以内
- 助成内容
 - 大会会場までの交通費、宿泊代、食事代、大会参加料を、助成基準により支給
 - ※社会人は、対象経費の5割を支給
- その他
 - 予選や選考会を伴わない全道・全国大会は対象外

スポーツ指導者等助成

町のスポーツ振興と指導者の充実を図るため、各種スポーツの研修会等にかかる経費の一部を助成します。

- 対象者
 - ・町内スポーツ少年団指導者
 - ・町体育連盟に加盟の団体会員
 - ・その他教育委員会が特に認めた個人
- 対象研修会等
 - ・スポーツ協会主催の研修会等
 - ・各競技団体主催の研修会等
 - ・その他、教育委員会が認める研修会等
 - ・各スポーツの資格取得(審判、指導者等)に係る講習会等
 - ※研修会等は道内で開催された場合のみ対象
- 対象人員
 - 各団体につき同一年度内に1回で2名以内
 - ※資格取得に係る講習会等への参加は1名のみ
- 助成内容
 - 研修会等会場までの交通費、宿泊代、食事代、研修会等参加料を、助成基準により支給

※お申込み・お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

3 PATRIAL 児童と福祉 手話奉仕員養成講座

【手話初心者からうろつ者と簡単な会話ができるようになるための入門・基礎講座】

◆日時

◆昼の部 4月22日(翌年3月17日)の毎週金曜日 10時～12時

◆夜の部 4月21日(翌年3月16日)の毎週木曜日 19時～21時 ※各40回

◆場所 帯広市役所 10階会議室

◆申込期間 4月1日(金)～13日(水)

※お申し込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課(☎0155-654147)まで

3 PATRIAL 児童と福祉 4月からの高齢者等福祉バスについて

「4月から「居辺線」「上音更線」「秋ヶ岡線」など「農村部市街地送迎バス」が変ります」



高齢者等福祉バスの「居辺線」「上音更線」「秋ヶ岡線」についてこれまで定時循環運行から利用者からの予約による「デマンド運行」に変更されます。自宅前に到着したらバス(ジャンボタクシー)がクラクションでお知らせします。

また、ご予約時点で目的地を選択することができ、運行時間内であれば好きな時間に利用可能となります。

◆市街地停留所 さかた旅館前・旧山本新聞店前・上士幌クリニック前(役場)・はげあん診療所東側・ふれあいプラザ前・生涯学習センター前・交通ターミナル・ゲートボール場前(旧生きがいセンター)

◆タブレット端末設置施設 利用者自宅・ふれあいプラザ・生涯学習センター・わか・交通ターミナル・上士幌郵便局・上士幌薬局

※4月から上士幌郵便局と上士幌薬局に新たに設置されます。

※タブレット端末から帰りの便の予約が可能です。

◆運行曜日・時間

◇居辺線・月曜日・水曜日 8時30分～15時30分

◇上音更線・秋ヶ岡線・木曜日・金曜日 8時30分～15時30分

※ご利用の際には乗車希望時間の30分前までに予約をしてください。

「4月からの「市街地循環線」バス時刻表について」

令和4年4月以降についても時刻表の変更はありませんので、令和3年4月1日現在の「高齢者等福祉バス時刻表」をお使いください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで



中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入したら

子育て支援・少子化対策住宅建設助成金交付事業

◆実施期間 令和2年4月1日から3年間

◆助成要件

- ①住宅部分面積80㎡以上(新築、中古購入)で、店舗併用住宅も可とします
- ②新築購入の建売については、建設後3年以内のものであること
- ③中古住宅は、2親等以内の親族からの売買でないこと
- ④中古住宅は、昭和57年以降の建設であること
- ⑤移転補償費の交付を受けていないこと
- ⑥建築基準法等に適合すること
- ⑦「上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
- ⑧町税等の滞納がないこと
- ⑨暴力団員等でないこと
- ⑩3年以上住宅を保有すること
- ⑪住宅には風呂、トイレおよび台所を備えること

◆申請方法

物件に入居完了後の申請となります。申請期限は、所有権保存登記(もしくは所有権移転登記)完了後1年以内とします。

◆対象者

中学生以下の子どもと同居する世帯で、住宅を新築・中古購入した世帯の代表者

◆助成金

子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。

①新築(建設および建売)の場合

→子ども1人あたり100万円

⇒町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。

例:子ども1人の場合…計150万円
2人の場合…計250万円

②土地付き中古住宅購入の場合

→子ども1人あたり50万円

※ただし、購入額の1/3以内

◆助成金等の給付方法

総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付します。

上士幌町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/page/00000192>)から申請様式をダウンロードできます

町内に賃貸住宅を建設する方には

定住促進賃貸住宅建設助成事業

快適な住宅を確保し、町内への定住と移住促進を図るため、賃貸住宅の建設費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆助成対象者

町内に賃貸住宅を建設する個人および法人の方

◆助成要件

- ・各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられていること
- ・建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること
- ・個人事業主の場合は、助成対象者本人および2親等以内の親族が入居しないこと
- ・法人事業主の場合は、当該法人の役員および当該役員の2親等以内の親族が入居しないこと

※公共下水道の計画区域外に賃貸住宅を建設する場合は、合併処理浄化槽の設置費用および維持管理費用の助成もあります。



◆助成額

施工業者 事業主	戸建て住宅 (戸当り49.5㎡以上)		集合住宅 (戸当り49.5㎡以上)		小規模住宅(戸建て・集合) (戸当り19.8㎡以上49.5㎡未満)	
	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者
町内居住者 町内法人	3.3㎡当り12万円 (最大240万円)	3.3㎡当り7万円 (最大140万円)	3.3㎡当り10万円 (最大200万円)	3.3㎡当り6万円 (最大110万円)	3.3㎡当り12万円 (最大100万円)	3.3㎡当り7万円 (最大60万円)
町外居住者 町外法人	3.3㎡当り11万円 (最大220万円)	3.3㎡当り6万円 (最大130万円)	3.3㎡当り9万円 (最大180万円)	3.3㎡当り5万円 (最大100万円)	3.3㎡当り11万円 (最大90万円)	3.3㎡当り6万円 (最大50万円)

上士幌町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/page/00000107>)から申請様式をダウンロードできます



住宅の建設・購入・リフォームに 助成します



※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

町内の業者で、住宅を新築・リフォームするなら

定住住宅建設等促進奨励事業

➤奨励金交付対象者

1. 町内に住所を有する施工業者が施工する新築、リフォームまたは法改修を行う方
2. 現在町内にお住まいの方、または新築・リフォーム完了後の住宅に転居する方
3. 町税を完納している方

➤補助内容など

◆実施期間 令和6年3月31日まで

バルーンスタンプ協同組合が発行する「商品券」により次の額を補助します

【新築】

- ・賃貸住宅は対象外
- ・申込者ご自身が居住するための住宅かつ新築後自ら所有することになる住宅
- ・建築費用が500万円以上の住宅であること。

➡➡ 延床面積が49.5㎡以上の住宅…50万円分
延床面積が49.5㎡未満の住宅…20万円分

【リフォーム】

- ・申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有または申込者の1親等以内の方が所有する住宅
- ・修繕、増減築、内外装の改修、設備機器の補修および取替え工事
- ・税込みの工事費が50万円以上の工事(他制度の補助対象費用を除く)
- ・年度内(4月～翌年3月)に完了する工事

➡➡ 工事費の10%以内に対応する額
…上限20万円(千円未満切り捨て)

【法改修】

- ・申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有する住宅または所有者の方の承諾を得た住宅
- ・介護保険法もしくは障害者総合支援法に規定する住宅改修
- ・手すりの設置、段差解消など法と同様の要件で改修を行う工事

➡➡ 法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度とする額(千円未満切り捨て)

➤申請方法

工事着工前に利用申込書を提出してください。

申請様式は、町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/page/00000046>)からダウンロードできます。

8 国税専門官募集のお知らせ

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。令和4年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- ◆受験資格
 - ◇平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれのもの
 - ◇平成13年4月2日以降生まれのものが大学を卒業する見込みのものなどに定めるもの
- ◆申込受付期間
 - 申込みはインターネットにより行ってください。
 - 3月18日(金)9時～4月4日(月) 申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- ◆第1次試験
 - 【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】 6月5日(日)
- ◆第1次試験合格者発表日
 - 6月28日(火)
- ◆第2次試験【人物試験及び身体検査】
 - 7月4日(月)～15日(金)のうち指定する日
- ◆最終合格者発表日
 - 8月16日(火)

※お問い合わせは、札幌国税局人事第2課採用担当(☎011-2331-5011、内線2315)または帯広税務署(☎0155-24-2161(自動音声でのご案内))まで

11 電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。令和3年度、本町の交付金額は1344万9000円となり、認定子ども園事業の充実を図るために活用しました。



※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

9 牛乳の消費拡大

【牛乳消費拡大へのご協力ありがとうございます】
新型コロナウイルスの影響により、昨年の12月下旬から1月上旬にかけて、全国的に乳製品に加工しきれない生乳の発生が懸念されていますが、酪農家や乳業メーカーの一丸と



みんなの学び応援事業

あなたの企画を応援します!

教育委員会では、「生涯学習によるまちづくり」を推進するため、広く町民を対象に自主的に企画運営する学習活動に対して、事業費の一部を支援しています。

- ◆主催団体の要件 5人以上の町民で構成する団体
- ◆企画事業の要件 学習会、講習会、講演会、講座、見学会、上映会、芸術鑑賞会などで、以下の事項にご留意ください。

- (1)主催団体が自主的に企画運営し、チラシやポスターなどを利用して、広く町民に参加を募集するもの。
※5人以上の参加を見込める内容とすること。
※主催団体の構成員のみを対象とした企画事業は認められません。
- (2)当該年度、1団体につき1事業とする。ただし、同年度内で連続して行う事業は1つの事業とみなす。
- (3)同一団体が同一事業を継続して行う場合は、3年度または3回を上限とする。
- (4)企画事業は、政治活動、宗教活動、営利営業活動(塾的要素も含む)、個人の利益や売名行為および受験等資格取得を目的としないものとする。
- (5)国または地方公共団体等から補助を受ける事業は認められません。

※講師招へいに係る経費は、講師が主催団体に属する場合、またはそれと見受けられる場合は、対象となりません。

- ◆補助金の額 次のいずれか低い額とし、15万円を限度とします。
 - (1)補助対象経費の10分の8(千円未満切り捨て)
 - (2)補助対象経費から事業収入を差し引いた額
 - ◆申込期間 4月1日(金)～11月18日(金)
 - 第一次締切 4月20日(水)
 - 第二次締切 11月18日(金)
 - ◆事業計画の提出 「事業計画承認申請書」「事業計画書」を提出してください。※様式は教育委員会で配布。
 - ◆採択方法
 - ①「事業計画承認申請書」の提出後、教育委員会にて審議します。
 - ②審議後、「事業計画承認・不承認通知書」を団体へ送付します。
 - ③承認された場合、事業実施前に補助申請の手続きを行います。
- ※「事業計画承認申請書」の提出から、事業開始まで1か月半程度、要することがあります。

※お申し込みやお問い合わせは、生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

なつた取り組みに加え、町民の皆さまの幅広い牛乳消費拡大運動への取り組みにより、処理不可能乳の発生を回避することができました。ご協力いただき、大変ありがとうございました。
【年度末やゴールデンウィークの牛乳事情】
この年度末やゴールデンウィークでは、次の3つの要因により、再び処理不可能乳の発生が危惧されています。
①コロナ禍における観光や外出の自粛のための消費減少
②学校の休業による給食用牛乳の休止
③季節的な牛乳生産量の増加(乳牛にとって快適な気温)



生乳生産については、乳牛の病気を防ぐためにも、搾乳を毎日続ける必要があることから、工業製品のように日々の生産量を調整することができません。これからも新鮮でおいしい牛乳を飲み続けるためには、日頃から牛乳・乳製品を消費し、酪農・乳業界を応援することで、このコロナ禍を乗り越えていくことが必要です。
今一度、普段の生活の中における牛乳消費拡大の取り組みへご協力をお願いいたします。
※お問い合わせは、農林課畜産担当(☎2-4292)まで

7 エネルギーをみんなにもってクリーンに

住宅用太陽光発電システム設置助成の制度が変わります

これまで町では、住宅用太陽光発電システムの設置について助成を行ってきましたが、昨年12月の「北海道土幌町ゼロカーボンシティ宣言」等を踏まえ、一層の脱炭素化に向けた取り組みを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度の見直しを行うことといたしました。
つきましては、令和4年度における補助申請の受け付けは一旦停止し、新たな制度が決まり次第改めてお知らせいたしますので、ご了承願います。



【ご注意】令和4年4月以降に制度の活用を検討されている方は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

12 つくる責任 つかう責任

上士幌ごみ分別アプリ配信中!

ごみの分別方法や収集日を調べることができるスマートフォン用アプリケーションサービス「上士幌ごみ分別アプリ」が配信中です。
このアプリは、お住まいの収集地区を設定することで収集日をカレンダー形式で確認できるなど、便利な機能を備えたアプリです。



アプリのダウンロードはこちら

【iOS用】

【Android用】

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで



年金手帳が「基礎年金番号通知書」に切り替わります

令和4年4月から年金手帳ではなく「基礎年金番号通知書」により基礎年金番号をお知らせします。

●これまでの取り扱い

20歳到達などで初めて年金制度に加入する方には、年金手帳を交付していました。

●令和4年4月以降の取り扱い

1. 交付	令和4年4月1日以降、初めて年金制度へ加入する方に対し、年金手帳に替わり、「基礎年金番号通知書」を交付します。 既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書は交付されません。 また、手元にある年金手帳は、基礎年金番号を確認する書類として引き続きご利用いただけます。
2. 再交付	年金手帳を紛失等した方で再交付を希望する方に対し、令和4年4月1日以降は基礎年金番号通知書を交付します。 なお、令和4年3月末までに年金手帳の再交付のお手続きをした場合でも、再交付日が令和4年4月1日以降となる場合は、基礎年金番号通知書の交付となります。
3. 事業主への提出	厚生年金保険の被保険者資格取得の際、事業主に個人番号を提供した場合は、事業主への年金手帳や基礎年金番号通知書等の基礎年金番号を確認する書類の提出は不要になります。

※お問い合わせは、帯広年金事務所国民年金課(☎0155-25-8113)または町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

♣ 春の火災予防運動を実施します!

北海道の4月は空気が乾燥し、強風等により火災が発生しやすい時期です。この時期はちょっとした不注意によって、小さな火が大きな火災へと拡大する可能性がありますので、次の点に注意しましょう。

- 1 屋外で火の取り扱いをする場合は強風の日は行わず、消火できる準備をした上で行う。
- 2 家の周りを整理整頓し、可燃物を置かないようにする。
- 3 こんろを使用するときは火のそばを離れない。

【全国統一標語】

おうち時間

家族で点検

火の始末

◆実施期間: 4月20日(水)~4月30日(土)

♥災害案内

十勝管内、町内で発生した火災等で、消防車が出勤した場合の災害案内がご利用いただけます。☎0180-99-1198 QRコード▶



新型コロナウイルス感染症流行時の避難訓練について

防火管理者が選任されている施設は避難訓練が義務付けられています。避難訓練を延期するまたは規模を縮小して実施するなど、各事業所で判断してください。なお、避難訓練を行う場合は、感染拡大防止対策を徹底して実施してください。

※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで

♥上士幌消防署Facebook



▶詳細はこちら



火の用心

【本年の出動状況】 2月28日現在の出動件数

- ◆火災出動 5件(うち2月 0件)
- ◆救急出動 306件(うち2月24件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで

La Table de KAMISHIHOROからのお知らせ

道の駅かみしほろLa Table de KAMISHIHOROでは、3月よりメニューを大幅にリニューアルいたしました。

4月より正式にリリースする予定ですが、これまでコースとしてお楽しみいただいたものを若干ご提供方法を変え、あまり時間の無い方でも楽しめるようになります。

3月はランチ時間帯を10:30~16:00とし、4月より、9:00~10:30はモーニングタイム、10:30~15:00をランチタイムといたします。

これまでどおりビールやワインもお楽しみいただけます。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。



▲詳細は道の駅公式ホームページにてご確認ください。

ご予約やお問い合わせは、La Table de KAMISHIHORO(道の駅館内レストラン☎7-7722)まで

犬の飼い主のみなさんへ



野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定により、野犬掃とうを実施します。

- ◆実施期間 4月1日~9月30日
- ◆実施方法 捕獲・薬殺・檻
- ◆区域 町内一円

放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。野犬を捕獲したときは役場で告示し、3日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
4/7(木)	10:00~10:40	10区 三角公園北側
	11:00~11:40	7区 旧生きがいセンター駐車場
	13:10~13:40	3の2区 児童遊園地
	14:00~14:30	11区 旧フードセンター西支店様前
4/8(金)	10:00~10:15	豊岡 見晴台公園
	10:30~11:00	上音更コミュニティセンター前
	11:15~11:30	勢多地域自治会館前
	13:10~13:40	3の1区 ひふみ広場駐車場
	13:50~14:10	青少年会館前
	14:20~14:40	商工会様北側駐車場
4/11(月)	9:20~9:50	北居辺コミュニティセンター前
	10:10~10:30	旧東居辺小学校前
	10:50~11:30	旧北門小学校前
	13:20~13:40	旧磐城婦人ホーム前
4/12(火)	14:00~14:30	旧萩ヶ岡小学校前
	10:00~10:20	糠平消防会館前
	10:45~11:00	旧清水谷駅前
	11:20~11:40	萩ヶ岡消防会館前
4/13(水)	9:30~11:40	商工会様北側駐車場
戸別訪問日程		4/19(水)~21(金) 13:30~16:30

今年も4月に、集団接種および戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、戸別訪問での予防注射を希望される方は、4月14日(木)までに役場町民課生活環境担当までお申し込みください。

◆料金(1頭につき)
予防注射(集団接種) 3,240円
予防注射(戸別訪問) 4,200円
新規登録(1頭当り) 3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで